

地方自治法を抜本改正

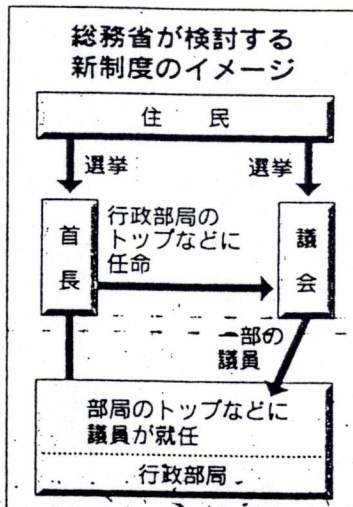
議員を行政要職に

現行の地方自治制度は、首長と議員がそれぞれ住民の直接選挙で選ばれる「二元代表制」。首長と

議会はほぼ同等の権限を保持。ただ多くの地方議会は無所属の首長を与野党相乗りで支える総与党

化で審議が形骸化。多様な民意の反映や執行機関の監視などの本来の役割を十分果たせていないのが実情だ。

総務省、議会活性化へ検討 11年通常国会に法案



総務省は欧米の自治体で一般的な広義の議院内閣制を導入。首長が議員の一角を自らを補佐する行政の主要ポストに起用、政策の立案から執行まで深く関与できる制度を検討する。新制度は選択制とする方針だが、

導入されると首長の権限強化に加え、政党内の薄かった地方議会も国と同様に二大政党化が進み、与野党による活発な議論につながると思われる。

同省は地方自治法の抜本改正に向け、今月下旬、原口博総務相を議長に自治体関係者や有識者らによる地方行政検討会を立ち上げる。議論がまとまったものから順次、法案を国会に提出する。

同法の抜本改正は、自治体を国の「下請け」と見なす機関委任事務を廃止した00年以来となる。

「地方自治基本法」(仮称)に衣替えすることを目指す。鳩山政権は国が法令で自治体の仕事を縛る「義務付け」の廃止を打ち出している。分権の進展で今後、自治体が自らの判断で仕事やルール

づくりに取り組むケースが大幅に増えることから、議会改革などで新たな自治の体制づくりを意

地方議会

総務省は地方議会のあり方を見直すなど地方自治法を抜本改正する。都道府県や市町村の首長が議員を在職のまま副知事や副市長、各部署のトップに起用できるようにする。議員を政策決定や執行に参加させることなどで議会を活性化し、民主党が掲げる「地域主権」の実現に向けた基盤を整備する。今月下旬に発足する「地方行政検討会議」で議論し、2011年の通常国会に関連法案を提出したい考えだ。(地方議会は3面「きょうのことば」参照)

きょうのことば

▽…憲法93条や地方自治法に基づき自治体は議会を設置している。国民の直接選挙で選ばれた議員でつくる国会が首相を指名し、内閣を組織する国と異なり、地方は議員と首長がそれぞれ住民の直接選挙で選ばれるため「二元代表制」といわれる。議会は予算などを審議・決定する権限を持つが、執行には関与できない。▽…欧米ではフランスのように議長が首長を兼務するほか、米国のように議長が民間人などを行政の実質的責任者に任命する「シテイナーメ

主要国の地方議会と首長の関係

- フランス 議長が首長を兼ね、執行に責任を持つ
- 英国 議員の互選で首長を選ぶほか、公選首長が議員を執行機関の幹部にする方式などから自治体が選択する
- 米国 議会が「シテイナーメジャー」と呼ばれる行政責任者を任命する自治体が多い
- 日本 首長、議員ともそれぞれ、住民の選挙によって選ばれる

ヤー」制度など、議会が執行まで責任を負う「議院内閣制」を導入している自治体は少ない。

口發 10.11.11
総務省は20日、2009年の抜本改正に向けた議論に着手した。形骸化が指摘される地方議会の改革などを含め、来年の通常国会に提出する。同日、自治体関係者や有識者が参加した「地方行政検討会議」(議長・原口博総務相)の初会合を開いた。現行制度では自治体の首長と議員はそれぞれ住民の直接選挙で選ばれる「二元代表制」。だが、議会は予算など議案を審議し決定できるが、執行には関与できない。そのため、首長が地方議会を一元化に向けた制度についての議論を始める。